

章		見出し	条	項	条文	担当課	各課の取組み状況
前文					瀬戸内海と「母なる川」佐波川、大平山や県下最大の防府平野など、豊かな自然に恵まれたこの地は、古くは周防の国府が置かれるとともに、良港を擁し、交通の要衝でもありました。また、あまたの人材を輩出し、歴史の上でもしばしば重要な舞台として登場します。このように、多彩な文化が生まれ育ち、製塩をはじめ我が国の経済発展の一翼を担った産業を育んできたまち、それが私たちの暮らす防府市です。 今を生きる私たち防府市民は、先達から受け継いだ「すばらしい防府」を誇りとし、守り、育て、次の世代に引き継いでいく使命があります。 そのためには、市民等が、自らの責任において参画するとともに、市民等、市議会そして行政が、英知を結集し、協働してまちづくりに取り組むことが必要です。 ここに、市民等、市議会そして行政の役割と責務を明確にし、自治の基本的なルールを明らかにするため、この条例を制定します。		
第1章	総則	目的	第1条		この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、市民等、市議会及び市長等の役割と責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立を図ることを目的とします。		
		位置付け	第2条		この条例は、本市における自治の最高規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとします。		
		定義	第3条		この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 一 市民 市内に住所を有する人をいいます。 二 市民等 市民、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。 三 市長等 市長その他の執行機関をいいます。 四 参画 政策の形成、実施及び評価の各過程に自主的にかかわることをいいます。 五 協働 市民等、市議会及び市長等が、それぞれの役割と責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むことをいいます。		
第2章	自治の基本理念及び基本原則	基本理念	第4条		本市における自治の基本理念は、次に掲げるとおりとします。 一 自治の主体は市民であり、市議会及び市長等は、基本的人権の尊重の下に、市民の信託にこたえ、自治を推進するものとします。 二 市民等、市議会及び市長等は、地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うものとします。 三 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的に市政運営を行うものとします。		
		基本原則	第5条		本市における自治の基本原則は、次に掲げるとおりとします。 一 市政は、二元代表制の下、参画と協働を図りながら行われるものとします。 二 市民等、市議会及び市長等は、市政に関する情報を共有するものとします。		
第3章	市民及び市民等	市民等の権利	第6条		市民の権利及び市民等の権利は、次に掲げるとおりとします。 一 市民は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定又は改廃等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。 二 市民等は、市政に関する情報を知る権利及び参画する権利を有するものとします。 三 市民等は、適正な行政サービスを受ける権利を有するものとします。		
		市民等の責務	第7条		市民の責務及び市民等の責務は、次に掲げるとおりとします。 一 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、参画するよう努めるものとします。 二 市民等は、参画し、協働するときは、自らの発言と行動に責任をもつものとします。 三 市民等は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用を税、使用料、手数料等により負担するものとします。		

章		見出し	条	項	条文	担当課	各課の取組み状況
第4章	市議会	市議会の役割と責務	第8条	1	市議会は、選挙によって選ばれた議員によって構成される議事機関であるとともに、市民の信託にこたえるため、行政運営を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。		
				2	市議会は、議会の活性化に努めるとともに、政策提言及び政策立案の機能の強化を図るため、調査活動、立法活動等を積極的に行わなければなりません。	議会事務局	意見箱の設置(H30年度～) 意見提出数 R3 3件、R4 1件、R5 1件、R6 0件
						議員提案件数 R3 3件、R4 1件、R5 1件、R6 4件	
				3	市議会は、開かれた議会運営を行うため、情報提供及び情報公開を積極的に推進しなければなりません。	議会事務局	本会議のインターネット中継、会議録の公開
							議会モニター制度の実施(H23～) 議会モニターとの意見交換会(年1回) 議会モニターからの意見・回答を公表(ホームページ、議会だより)
				議会だより発行(年4回)			
	議会報告会等の開催(H23～) 議会報告会は、自治会連合会と共催により実施。 平成23年に市議会議長と自治会連合会長が「防府市議会の概要報告会等の開催に関する協定書」締結						
	メールサービスによる議会情報の配信(H30～)						
	4	市議会は、市民等に対し議会の役割と責務を明確にするため、自らの基本とする条例を制定します。	議会事務局	防府市議会基本条例(平成23年4月1日施行)の改正 【R4改正概要】 デジタル社会形成基本法施行による改正 議会報告会について改正 【R5改正概要】 地方自治法改正による改正 第8条の「意思決定機関」を「議事機関」に改正			
		市議会議員の責務	第9条		市議会議員は、市民の信託に対する自らの責任を果たすため、誠実に職務を遂行しなければなりません。	議会事務局	防府市議会議員政治倫理条例の制定(H26)
第5章	執行機関	市長の役割と責務	第10条	1	市長は、市の代表者として、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たらなければなりません。		
				2	市長は、市の職員の能力向上を図らなければなりません。	人事課	各種職員研修の実施 ・一般研修(階層別研修)・・・新採用、中堅職員、所属長課程など ・専門・特別研修・・・接遇、事務ミス防止研修など ・派遣研修・・・市町村職員中央研修所・市町村国際文化研修所・全国建設研修センターなど ・実務研修・・・山口県ひとづくり財団、国・県への職員派遣など
				研修計画の見直し ・新規採用職員研修等の内容変更及びセミナーパーク研修の追加、係長マネジメント研修の教材変更、中堅職員スキルアップ研修の内容変更など			
				研修に関する職員アンケート実施			
				人事考課制度の実施			

章		見出し	条	項	条文	担当課	各課の取組み状況
第5章	執行機関	執行機関の役割と責務	第11条		市長を除く執行機関は、その権限に属する事務を自らの判断と責任において、公正かつ誠実に執行しなければなりません。		
		市の職員の責務	第12条	1	市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。		
				2	市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければなりません。	人事課	JOJOセミナー（職員による自主講座）の開催（年3～6回） 市の取組んでいる事業や行政課題等について担当者が講師となり実施する自主参加研修。※外部講師による講座も開催。 R3 2回、R4 1回、R5 4回、R6 1回 総受講者数 375人
							先進地視察、職場研修活動への援助、通信教育講座（R1～はeラーニング） R3～R6の通信教育講座（eラーニング）総受講者 35名
第6章	総合計画	総合計画	第13条	1	市長は、本市における最上位の計画であり、まちづくりの基本的な構想を示す総合計画を、この条例の趣旨に沿って策定しなければなりません。		（H29 条文改正）
				2	総合計画は、市民等の参画の下にその案を策定するものとします。	政策推進課	「明るく豊かで健やかな防府創出会議」の設置 （総合計画及びまちひとしごと総合戦略の策定のため設置。）
							市民アンケート実施（R1） ・結婚、出産、子育てに関するアンケート（配布数3,000件、回収率24.8％） ・高校生の進路希望に関するアンケート（配布数1,112件、回収率92.3％）
				3	市長等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければなりません。	政策推進課	行政評価を活用して各事業の進捗状況を把握し、実施計画を策定
						政策推進課	【第5次総合計画】 ・実行性を重視した5年間の計画とするとともに、計画期間において特に重点的に取り組む施策を6つの重点プロジェクトとして設定し、やること、できることをしっかりと示した。 ・重点プロジェクトの中で特に重要な事業については、できる限り具体的にスケジュールを記載するとともに、各重点プロジェクトにKPI(重要業績評価指標)を設定することにより、目標を明確にし、取組の状況を正しく評価できるようにした。
				4	市長等は、各政策分野における個別計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。	政策推進課	個別計画を策定する主管課において総合計画との整合性を図る
第7章	行政運営	市長等の組織	第14条		市長等は、その組織が市民等にわかりやすく、効率的かつ機能的なものとなるよう、また、社会経済情勢の変化に的確に対応するよう、常に見直しに努めなければなりません。	人事課	組織機構の見直しを実施 部・課・室の新設、名称変更、係の統合、課の移管

章		見出し	条	項	条文	担当課	各課の取組み状況
第7章	行政運営	情報の提供及び公開	第15条	1	市長等は、その保有する情報を積極的に公表し、提供しなければなりません。	広報政策課	【ホームページ】 防府市ホームページリニューアル ・カレンダー機能の拡充
				【市広報】 ・市広報「情報ほうふ」「お知らせほうふ」の発行（月1回） ・自治体広報紙配信アプリ「マチイロ」、ポータルサイト「マイ広報紙」、「Yamaguchi ebooks」、市公式LINEアカウントでの配信			
				【テレビ・ラジオ】 ・ほうふほっとライン（ケーブルテレビ 5分番組/毎日3回放送） ・防府市からのお知らせ（FMわっしょい 15分番組/平日放送） ・データ放送（KRY、yab）			
				【SNS】 ・市公式フェイスブック（H29～） 登録者数1631人 ・市公式Instagram（H30～） 登録者数2457人 ・市公式ユーチューブ（R2～） 登録者数1600人 ・市LINE公式アカウント（R4～） 登録者数4612人 ※登録者数は、R7.4現在			
				【メールサービス】 ・防災情報などをメール配信 登録者数11258人 ※登録者数は、R7.4現在			
				【デジタルサイネージ】 ・新庁舎開庁に伴い、市役所本館1階・2階及びルルサス防府2階で、デジタルサイネージによる行政情報、イベント情報を配信			
					市長等は、市民等の知る権利を保障するため、その保有する情報について、情報公開制度を設けます。	くらし安全課	提言内容及び回答をHP上で公表 R3 19件、R4 1件、R5 0件、R6 0件 陳情・要望内容及び回答をHP上で公表 R3 0件、R4 6件、R5 4件、R6 0件
						くらし安全課	公文書公開請求及び公文書公開申出の公開可否等の決定 R3 123件、R4 145件、R5 116件、R6 173件
						くらし安全課	防府市情報公開条例（平成11年1月1日施行）の制定
		個人情報の保護	第16条	1	市長等は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行うとともに、保有個人情報の開示、訂正等又は利用停止を請求する権利を保障しなければなりません。	くらし安全課	個人情報開示請求の開示・不開示等の決定 R3 22件、R4 15件、R5 14件、R6 15件 簡易開示請求件数（R4まで） R3 31件、R4 28件 ※防府市個人情報保護条例第17条の規定により実施（職員採用試験の成績） 訂正等の請求 R3～R6 0件

章		見出し	条	項	条文	担当課	各課の取組み状況
第7章	行政運営	説明責任と応答責任	第17条	1	市長等は、政策の形成、実施及び評価の各過程において、その経過、内容等を市民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければなりません。		
				2	市長等は、行政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。	くらし安全課	わたしの提言箱回答 R3 30件、R4 23件、R5 21件、R6 調査中
							市長への提言箱回答 R3 153件、R4 75件、R5 62件、R6 調査中
							陳情要望回答 R3 43件、R4 49件、R5 56件、R6 調査中
		行政評価	第18条	1	市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければなりません。	政策推進課	行政評価の実施及び行政評価調書の公表(H23～)
				2	市長等は、行政評価の結果を政策等に速やかに反映させるよう努めなければなりません。	政策推進課	行政評価の結果を基に各課において事業内容の見直しを行う
		行政手続	第19条	1	市長等は、市民等の権利や利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定め、行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図らなければなりません。	行政管理課	新規採用職員・課長補佐研修において概要の説明及び各課備え付けの審査基準、処分基準の整理指導等
				2	行政手続について必要な事項は、別に条例で定めます。	行政管理課	防府市行政手続条例(平成9年4月1日施行)
		法令遵守	第20条		市長等は、行政運営に当たっては、法令等を遵守するとともに、法令等遵守のための体制を整備するよう努めなければなりません。	行政管理課	課題解決に向けての各課支援を実施
							顧問弁護士への法律相談の実施 年間相談事案件数 R3 21件、R4 20件、R5 19件、R6 18件
	各課が法的視点を持って課題に対処できるよう法律相談様式の利用を徹底						
	不当要求防止責任者講習の実施 受講者数 R3 54人、R5 53人						
	不当要求行為等防止対策委員会開催(H29～開催無し)						
	公益通報	第21条	1	市の職員は、市政の運営において市民等の信頼を損なう違法又は不当な事実があることを知ったときは、公益の損失を防止するため、速やかにその事実を通報しなければなりません。	行政管理課	防府市職員等公益通報実施要綱(平成18年4月1日施行)	
			2	公益通報を行った市の職員は、その公益通報を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないことを保障されます。	行政管理課	防府市職員等公益通報実施要綱(平成18年4月1日施行)	
	政策法務	第22条		市長等は、市民ニーズや地域の課題に対応するため、法令を自主的かつ適正に解釈し、運用するとともに、条例及び規則の整備に努めるなど、政策法務を推進するものとします。	行政管理課	条例及び規則の審査等	
・専門講師による「法務研修」を係長級以上の職員に実施 ・法務推進室職員による「文書事務研修」を新規採用職員に実施 ・法務推進室職員による行政手続制度等の研修を課長補佐、新任係長、新規採用職員に実施							
新規制定条例に対する立案段階からの関与							
危機管理	第23条		市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。	予防課	防火講話(出前講座) R3 2件、R4 5件、R5 13件、R6 10件		
					消火・避難訓練の指導 R3 39件、R4 50件、R5 68件、R6 68件		
					住宅用火災警報器の設置・維持管理に係る説明会 消防団員による住宅用火災警報器調査の実施		

章		見出し	条	項	条文	担当課	各課の取組み状況
第7章	行政運営	危機管理	第23条		市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。	防災危機管理課	業務継続計画及び職員行動マニュアルの策定
							既存のメール、防災ラジオ、防災無線に加えて、高齢者(75歳以上)及び身体障害者手帳(聴覚・視覚)の交付を受けた人に対する電話・FAXによる避難情報の提供(H29年度～) 【登録者数】 54人(令和7年3月現在)
							地域防災計画の継続的な見直し
							出前講座(聞いて得するふるさと講座等)の実施 講座実施回数 R3 32件、R4 37件、R5 75件、R6 69件
							防災訓練の実施 R3 小野・右田・玉祖地域 101人 R4 大道・西浦・中関地域 約900人 R5 富海・牟礼・向島地域 約300人 R6 松崎・佐波・華城地域 約300人
							防府市防災セミナーの実施(R5 300人) 防災イベントの実施
							女性セミナーの開催(R1～) 【対象】 R3 全体版・3地域(佐波・玉祖・西浦)、R4 3地域(富海・大道・牟礼)、 R5 3地域(華城・中関・松崎)、R6 3地域(新田・向島・勝馬) 【受講者】 R3 61人、R4 51人、R5 57人、R6 55人
							防災リーダー研修会の開催(R2～) 【対象】自治会長及び防災士 【受講者】 R3～R6 560人
							自主防災組織率 100%(県基準)
							子ども防災士の育成 R6 28人
							女性防災士の育成 H26年度 2人 ⇒ R6年度 49人
							海拔表示看板の設置 【設置箇所】259箇所(平成28年度設置)
						人事課	職員災害派遣 R3 美祢市 6人 R5 石川県輪島市 6人 石川県能登町 2人
						警防課	普通救命講習実施 受講者数 R3 409人、R4 802人、R5 906人、R6 769人
							緊急消防援助隊(※)の派遣 R3～R6 0人 ※大規模災害時に消防庁長官の出動の求め又は指示により出動する部隊

章		見出し	条	項	条文	担当課	各課の取組み状況
第8章	財政	財政運営	第24条	1	市長は、中長期的な財政計画を策定するとともに、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営に努めなければなりません。	財政課	「中期財政計画」の公表
							「予算編成方針」の公表
			2	市長等は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な活用に努めなければなりません。	行政管理課	公有財産については、増減の都度直ちに報告をさせるとともに、毎年度初めに、公有財産、基金、債権及び出資による権利の年度末残高を報告させ、公有財産台帳を整備(3年に1度実地調査を実施) 直近の実地調査は、R6年度 行政財産について必要に応じて使用を許可し、使用料を徴収 【自動販売機】市庁舎、クリーンセンター、青果市場、大道駅、消防本部、各消防署、保健センター、文化福祉会館、公民館(富海、牟礼、向島、華城) 【太陽光発電設備】華西中学校、桑山中学校、給食センター、勝間公民館 公有財産利活用基本方針を定め、売却可能な公有財産の処分等、有効利活用に取り組む。 防府市スポーツセンターのネーミングライツ導入(愛称「キリンレモンスタジアム」) 【パートナー】キリンビバレッジ株式会社 【契約期間】R2.4.1～R7.3.31 【ネーミングライツ料】年額400万円(税別) 防府市公会堂のネーミングライツ導入(愛称「三友サルビアホール」) 【パートナー】株式会社三友 【契約期間】R4.4.1～R7.3.31 【ネーミングライツ料】年額200万円(税別)	
		財政状況の公表	第25条	1	市長は、市民等にわかりやすい財政状況に関する資料を作成し、公表しなければなりません。	財政課	当初・補正予算の概要、決算報告、成果報告書、財政の健全性に関する指標、財務諸表の公表。 固定資産台帳を整備(地方公会計統一基準の導入) 執行状況等を年2回(5月・11月)、市役所、各出張所掲示板及び市広報に掲載
				2	財政状況の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。	財政課	防府市財政状況の公表に関する条例(昭和39年4月1日施行)
第9章	参画及び協働の推進	参画の推進	第26条	1	市長等は、市民等の参画について、その制度を充実させるとともに、市民等が参画しやすい環境を整備しなければなりません。	地域振興課	防府市参画及び協働の推進に関する協議会を設置し、各種制度の充実及び質の向上を図っている
				2	参画の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。	地域振興課	防府市参画及び協働の推進に関する条例(平成25年4月1日施行)
		意見聴取	第27条	1	市長等は、特に重要な条例の制定又は改廃及び特に重要な計画の策定又は改廃をしようとするときは、広く市民等の意見を求め、市民等から提示された意見を十分に考慮するとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。	地域振興課	パブリックコメント実施 R3 8件、R4 4件、R5 3件、R6 2件 意識調査実施 R3 2件、R4 1件、R5 3件、R6 4件 公聴会実施 R3 1件、R4 1件、R5 3件、R6 3件
			2	意見聴取の手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。	地域振興課	防府市参画及び協働の推進に関する条例(平成25年4月1日施行)	

章		見出し	条	項	条文	担当課	各課の取組み状況
第9章	参画及び協働の推進	審議会等の運営	第28条	1	市長等は、審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。	地域振興課	公募委員のいる審議会等の割合 R3 32.2%、R4 31.4%、R5 32.1%、R6 調査中
				2	審議会等の会議は、原則として、公開するとともに、その会議録を公表するものとします。	地域振興課	会議を公開している審議会等の割合 R3 74.6%、R4 79.1%、R5 73.8%、R6 調査中 会議録を公開している審議会等の割合 R3 78.9%、R4 80.6%、R5 73.8%、R6 調査中
				3	審議会等の委員の公募その他必要な事項は、別に条例で定めます。	地域振興課	防府市参画及び協働の推進に関する条例(平成25年4月1日施行)
		住民投票	第29条	1	市長は、市政の運営上の重要事項について、住民投票の実施の請求があつたとき、又は自ら住民投票の実施を発議したときは、住民投票を実施しなければなりません。	政策推進課	住民投票実施 0件
				2	住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。	政策推進課	防府市住民投票条例(平成18年12月1日施行)
		協働の推進	第30条	1	市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。	議会事務局	議会懇談会の実施 R3 2件、R4 0件、R5 0件、R6 1件
	地域振興課					市長懇話会の実施 R3 1件、R4 1件、R5 1件、R6 0件	
						各所属における協働の活用及び協働に関する情報の収集、共有を図ることで、市民等との協働を推進するため防府市協働推進員の設置(H28～)と連絡調整会議の実施	
						防府市参画及び協働の推進に関する協議会設置(H25～)	
				防府市協働事業提案制度の創設(H29～運用開始) 事業提案件数 R3 1件、R4 2件、R5 1件、R6 0件			
	2			市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。	地域振興課	情報提供、補助金交付、イベント開催、後援などによる側面的支援	
		地域おこし協力隊の活動支援(任期3年間) R3 1人、R4 1人、R5 2人、R6 2人					
防府市自治会連合会活動の支援							
防府市地域協働支援センター(市民活動支援センター)の設置(平成21年から指定管理制度導入) 市民民活動団体と市民のマッチングに関する業務を追加※市とセンターが協働で実施する 【マッチング件数】R3～R5 199回 816人 ※R6調査中							
広報政策課	ふるさと寄附における指定寄附に基づくNPO法人等への支援 【対象】2団体(H28.12～) 【実績】NPO法人 青い鳥動物愛護会 2,356件 108,926,130円 認定NPO法人やまぐち発達臨床支援センター 13件 157,500円						
3	協働の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。	地域振興課	防府市参画及び協働の推進に関する条例(平成25年4月1日施行)				

章		見出し	条	項	条文	担当課	各課の取組み状況
第10章	その他	国、山口県他との連携	第31条	1	市議会及び市長等は、国及び山口県と対等な関係の下で、協力と連携に努めるとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行うよう努めるものとします。	議会事務局	意見書を国・県に提出 R3 1件、R4 0件、R5 0件、R6 2件
						政策推進課	国・県に対し政策・制度の改善等の提案・要望を行う
				2		観光振興課	防府市・周南市観光連携推進協議会の運営 防府市及び周南市による広域観光誘客を目的として、平成20年8月9日に観光振興に関する協定を締結し、平成25年には防府市・周南市観光連携推進協議会を設立し、両市の観光誘客キャンペーン等を共同で企画・実施している。
					市議会及び市長等は、共通する課題若しくは広域的な課題の解決又は行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。	政策推進課	山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、島根県津和野町の7市町で山口県央連携都市圏域を形成し、広域的な連携により、交流人口や雇用を創出する取組などを総合的に進めた。 ・経営革新・創業促進プロジェクト(商工振興課) ・新たな広域観光資源創出プロジェクト(観光振興課) ・農村魅力創出プロジェクト(農林水産振興課、観光振興課) ・圏域情報発信プロジェクト(広報政策課) ・移住・定住プロジェクト(政策推進課) ・暮らしの価値創造プロジェクト(教育総務課、入札検査室、政策推進課、消防本部、デジタル推進課)
		条例の見直し	第32条		市長は、この条例の施行後四年を超えない期間ごとに、市民の参画の下、この条例の見直しについて検討し、必要な措置を講じるものとします。	地域振興課	毎年度取組状況について調査 防府市自治基本条例推進協議会の設置、開催
附則					この条例は、平成二十二年四月一日から施行します。		